

出願意匠「容器付冷菓」拒絶審決取消請求事件：知財高裁平成 28(行ケ)10034・平成 28 年 9 月 21 日（2 部）判決〈認容／審決取消〉

【キーワード】

新物品，一物品一意匠一出願（意 7 条），「意匠に係る物品」の説明，冷菓と容器との一体性

【事案の概要】

本件は，意匠登録出願に対する拒絶査定不服の審判請求を不成立とした審決の取消訴訟である。争点は，一意匠一出願の要件（意 7 条）についての判断の当否である。

1 特許庁における手続の経緯

原告（井村屋グループ株式会社）は，平成 25 年 3 月 7 日，意匠に係る物品を「冷菓」として，別紙記載の本願意匠につき意匠登録出願をし（意願 2013-5010 号。甲 1 の 1 及び 2），平成 26 年 5 月 29 日付けで拒絶査定を受けた（甲 2）ので，同年 8 月 25 日，意匠に係る物品を「容器付冷菓」と手続補正した（甲 4）上で，拒絶査定に対する不服の審判を請求した（不服 2014-16810 号。甲 3）。

特許庁は，平成 27 年 11 月 20 日，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決をし，その謄本は，平成 28 年 1 月 6 日に原告に送達された。

2 審決の理由の要点

- (1) 請求人（原告）は，本願意匠が一意匠と認められるための要件として，
- (A) 意匠に係る物品が，その実施において常に一つのまとまった対象として扱われるものであること（原告 A 要件），
 - (B) 意匠が，その実施において常に特定した同一性を維持するものであることが必要である（原告 B 要件），と主張する。
- (2) 当審も，一意匠と認められるための要件として，この二つの観点で考察することを全く否定するものではないが，これらの要件を満たすだけでは十分とはいえず，これらの要件の他に，意匠の創作としての一つのまとまりという観点に立って考察されるべきものと考える。

具体的には，意匠の創作において，その全体の創作に至る各対象部位の創作の内容が，必然的に相互に関連するよう考慮，調整されるとともに，全体として総合的に設計，造形されているものであり，その各対象部位に対してなされたそれぞれの創作の内容が，まとまりのある一体のものとして捉えて評価ができるものであることが必要である。

本願に表された「容器付冷菓」を，その創作の対象の属性及びその創作の内容としてのまとまりという観点から考察すると，「冷菓」という食される物品の形態の創作内容，例えば，清涼感や甘味やうまみなど食することで得られるであろう充実感・満足感を想起させ，訴求力につなげる形態の実現への創作

と、「容器」つまり流通や販売時等における内容物の保護及び保管等の便利のための用具・道具である物品の形態の創作内容，例えば，見た目の美しさに加え，耐久力やつかみやすさなどの形態への配慮等は，それぞれごとに捉えるべきものである。また，本願に表された「容器付冷菓」を，意匠の創作のまとまりとして形態的な一体性の観点で見た場合にも，単に略逆円錐台形状の「容器」の中に「冷菓」を入れた状態を表したにすぎないものであるから，やはり一つのまとまった創作と捉えることはできない。

したがって，本願に表されたものは，「容器付冷菓」という一つの物品の一つの形態，つまり一つの意匠を表したものとはいえず，「冷菓」と「容器」という二つの別の物品のそれぞれ別の二つの形態，つまり二つの意匠を表したものと認められる。

(3) 補助的に，原告AB要件についても判断する。

ア 原告A要件について

原告は，本願意匠に係る物品は，「製品として同時生産される」，「使用（流通）においても一体として使用される」ものであると主張する。

しかし，その主張する「同時生産」とは，内容物である「冷菓」を「容器」に入れて冷やし固めただけであり，製品（商品）としての冷やし固まった冷菓の形態にするべく容器を用いたのであって，容器を生産するときに冷菓を要しないのであるから「同時」生産ではない。また，その「同時生産」が「冷菓」と「容器」を「一体として」又は「一体に」生産する，という意味であるとしても，それは，容器に内容物である「冷菓」を「充填する」，「冷やし固める」，そして，その冷やし固めることによって一時的に両者がくっついた状態になる，というだけである。さらに，本願の「容器付冷菓」の場合の「容器」は，「容器付冷菓」という一体のものを構成する「部品」というよりも「冷菓（食品）」に付随して用意される物品であり，その「容器」そのものは，「冷菓」とは別途製造され，流通するものであり，あらかじめ製造された「容器」を購入し，使用しているだけであって，「冷菓」と「容器」を「物品」として一体に生産しているというものではない。

また，「使用」について検討してみると，原告は，「冷菓」は「容器」に物理的に固定されており，それを取り出して他の容器に詰め替え等はしないものであると，実施時の一体性の理由を述べているが，それは流通・販売等の便利のために容器に入れた状態を指すだけであり，かつ，「容器付冷菓」の実施における「使用」として「流通」を挙げるのは的外れであり，「冷菓」であるから，「食される」ことが「使用」である。「冷菓」は容器付であろうとなかろうと冷やした菓子であって，涼を得るため，嗜好のために食すものであり，一方で「容器」とは器であり，物品としての使用の目的，使用方法が全く異なり，併せた状態で一意匠とは認められない。本願のものは，「冷菓」としての使用である「食される」際には，飲食用容器に移し替えてもよく，移し替えずに食される場合にも，その包装用容器は，あくまで

食される際に一過的に器として使用され、その後直ちに不要となる使い捨ての飲食用容器を兼ねるだけであり、その程度の関係をもって内容物の食品とその包装用（兼飲食用）の容器が、意匠法における使用（実施）において一体であるということとはできない。本願に表されたものも、流通・販売時を考慮すればおのずと、本願に表された下のカップ状の容器に合った蓋を伴うことが一般的には想定され、その蓋と容器の本体とを組み合わせたものの方が包装用容器として一体というべきであって、固定されているとはいえない内容物と蓋のない（蓋を外した）状態の容器本体を一つの物品の完成したものとして捉えるのは無理がある。

したがって、意匠法においては、これを一つの物品と概念するものではないというべきである。

原告は、本願意匠の「冷菓」及び「容器」が単独で一般的に市場で流通するものとは認められないと主張するが、多くの包装用容器メーカーがつくった包装用容器を多くの企業が購入、使用していることは顕著な事実であり、また、「冷菓」を初めとする食品のほとんどは、その形状や鮮度等の維持、衛生管理等のために包装用容器を使用して「商品」として流通しているものではあるが、それは容器が流通のための補助をしているだけであって、流通しているのはあくまでも食品である。

イ 原告B要件について

本願に表されたものは、容器の形状が逆円錐台状の容器体で、その容器体全体を概ね満たすように半固体状の冷菓部材を充填した後に冷やし固めたものであって、「容器」と「冷菓」とは物理的に固定されているものではなく、「容器」は主に流通時の内容物である冷菓の保護や販売時の展示効果为目的とした包装用であり、そもそも本願に表されているように容器に冷菓を入れただけの蓋のない態様のままで流通するものでもなく、半完成の一時的な態様であって、一の物品としてのまとまった形態とはいえない。「容器」は、冷菓が使用、つまり食される際には、飲食用容器として一時的に機能するが、直ちに使い捨てられるものであり、また、「冷菓」についても、当然に、食されて、ほんの短い時間のうちになくなるものであって、その形状のまま容器に固定された状態で維持されるものではなく、実質的に同一の意匠的效果が継続的に維持される類いのものではない。したがって、同じ形態で同時使用されるとはいえない。

ウ まとめ

したがって、本願の「容器付冷菓」は、意匠法において、その実施において常に一つのまとまった対象として扱われるのではなく、また、常に特定した形態の同一性を維持するものでもない。

【判 断】

1 取消事由 1（違法な審決判断基準）について

(1) 原告は、意匠法 7 条の「意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない。」との規定の判断について、審決が適用した、「一意匠の要件として、意匠の創作としての一つのまとまりという観点に立って考察されるべきもので、具体的には、意匠の創作において、その全体の創作に至る各対象部位の創作の内容が、必然的に相互に関連するよう考慮、調整されると共に、全体として総合的に設計、造形されているものであり、その各対象部位に対してなされたそれぞれの創作の内容が、まとまりのある一体のものとして捉えて評価ができるものであることが必要である。」との審決判断基準が、それ自体違法である、と主張する。

(2) そこで検討するに、意匠は、「物品」の「形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」（以下、これらを一括して「形態」という。）である（意匠法 2 条 1 項）から、前記意匠法 7 条にいう「意匠登録出願は・・・物品の区分により意匠ごとにしなければならない」とは、意匠登録出願が「物品ごとに」かつ「形態ごとに」行われるべきことを規定したものと解される。

意匠に係る物品には、特定の用途及び機能があることから、「物品ごとに」とは、ある一つの特定の用途及び機能を有する一物品であることを意味するものと解される。また、「形態ごとに」とは、意匠登録の出願図面に表される形態が、全体的なまとまりを有して単一の形態であることを意味するものと解される。そして、一つの特定の用途及び機能を有する一物品といえるか、及び、出願図面に表される形態が全体的なまとまりを有して単一の形態といえるかは、後記 2 (2) アの観点を考慮した上で、社会通念に照らして判断されるべきものである。

審決の示した審決判断基準は、表現は異なるものの、実質的には上記の判断基準と同様のものである。すなわち、「各対象部位の創作の内容が、必然的に相互に関連するよう考慮、調整され」、「全体として総合的に設計、造形されている」とは、意匠に係る物品が全体としてある一つの特定の用途及び機能を有すべきことと、実質的に同義であり、「各対象部位に対してなされたそれぞれの創作の内容が、まとまりのある一体のものとして捉えて評価ができるものである」とは、出願図面に表される形態が全体的なまとまりを有して単一であるべきことと、実質的に同義である。

したがって、審決判断基準は、意匠法 7 条の規定の趣旨を実質的に明らかにしたものであって、それ自体が違法であるとはいえない。

(3) ア これに対し、原告は、審決判断基準は、特許庁による「意匠審査基準」とは異なり、内容も主観的であり、意匠創作のまとまりの意味は不明確である、と主張する。

しかし、審決判断基準は、意匠法の規定から導かれる上記判断基準と実質的に同義であるから、特許庁による審査基準と異なるとか、内容が主観的で

あるとか、意味が不明確であるとはいえない。

原告の主張には、理由がない。

イ また、原告は、審決判断基準は、意匠法2条1項の「美感を起こさせるもの」の要件にいう「創作性」に関連しており、同法7条とは関係がない、と主張する。

しかし、審決判断基準は、意匠が創作されるものであることから、「創作」の語を用いて、意匠法7条の規定から導かれる判断基準を表現したものであって、同法2条1項の要件の判断基準を示したものではないことが明らかである。

原告の主張には、理由がない。

ウ さらに、原告は、審決が、冷菓という物品の形態の創作内容と、容器という物品の創作内容とをそれぞれごとに捉えるべきであるとして、多機能物品の一意匠性を否定するから、審決判断基準は不当である、と主張する。

しかし、審決判断基準自体は、多機能物品が一意匠となることを一般的に否定したものとは解されないから、原告の上記主張は、審決判断基準を本件に当てはめた場合の結論が不当であるというにすぎない。同基準を当てはめた結論が不当であるか否かについては、取消事由2の判断において検討すべき問題であり、審決判断基準自体が不当であることの理由にはならない。

原告の主張には、理由がない。

(4) よって、取消事由1には、理由がない。

2 取消事由2（本願意匠の一意匠性の判断の誤り）

(1) 前記1のとおり、意匠登録出願が、意匠法7条の要件を満たすには、当該出願が、①一物品について、②一形態としてなされていることが必要とされるので、以下、この点を本願意匠について検討する。

(2) 物品の単一性

ア 意匠法7条は、「意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない。」と定め、設定される意匠権の権利内容を明確化したものである（願書に記載すべき「意匠に係る物品」の欄の記載を、意匠登録出願人の自由な意思に委ねて、例えば、「陶器」という記載を認めたのでは、「花瓶」と記載した場合に比べて、その用途及び機能において非常に広汎な意匠について意匠登録出願を認めたのと同様の結果を生じ、不都合である。）ところ、意匠法施行規則（意施規）7条（物品の区分）には、「意匠法第7条の経済産業省令で定める物品の区分は、別表第一の物品の区分の欄に掲げるとおりとする。」と規定する。そして、意施規別表第一（別表第一）の下欄に掲げる物品の区分に属する物品について意匠登録出願をするときは、その物品の属する物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載しなければならない（備考一）が、この表の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品について意匠登録出願をするときは、その下欄に掲げる物品の区分と同程度の区分による物品の区分を願書の「意匠に係る

物品」の欄に記載しなければならない（備考二）。さらに、別表第一の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品について意匠登録出願をするときは、「意匠に係る物品の説明」の欄にその物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載することとされている（意施規様式2備考39）。

そうすると、意匠登録出願に係る物品が上記別表第一に列挙されている物品の区分には該当しない場合に、当該物品が一物品といえるか否かは、願書における「意匠に係る物品」欄及び「意匠に係る物品の説明」欄の記載を参照した上、①意匠登録出願に係る物品の内容、製造方法、流通形態及び使用形態、②意匠登録出願に係る物品の一部分がその外観を保ったまま他の部分から分離することができるか、並びに③当該部分が通常の状態で独立して取引の対象となるか等の観点を考慮して、当該物品が一つの特定の用途及び機能を有する一物品といえるか否かを、社会通念に照らして判断すべきものである。

イ 本願意匠における意匠に係る物品は、「容器付冷菓」（甲4）であって、上記別表第一に列挙されている物品の区分には該当しない。そこで、願書の「意匠に係る物品」欄及び「意匠に係る物品の説明」欄の記載を参照すべきところ、「容器付冷菓」は、その名称からすれば、「冷菓」が主体であって、「容器」が付随しているものと解される。

また、本願意匠登録出願に係る「意匠に係る物品の説明」（甲4）には、「本物品は、参考断面図に示したように、容器部内に冷菓部材を充填し、次いで前記冷菓部材の上面全部をあん部材で覆い、次いで前記あん部材上にもち部材を点状に配設し、これらの全体を冷凍して容器部と一体に流通に付されるものである。」と記載されている。上記記載を参照すれば、本願意匠に係る「冷菓」は、容器部内に冷菓部材を充填し、その上部にあん部材、もち部材を順次配設した後、これらを冷やし固めることによって製造するものと認識される。そして、冷菓部材、あん部材及びもち部材からなる「冷菓」は、「容器」と共に流通に付されるものである。使用の場面においても、通常、「容器」に入ったままの「冷菓」をスプーン等ですくって食することが想定される。よって、製造、流通、及び使用の各段階において、「冷菓」は、「容器」に充填され冷やし固められたままの一体的状態であると認められる。

さらに、上記製造方法からすれば、本願意匠に係る「冷菓」を、その形態を保ったまま「容器」から分離することは、容易ではないものと推認される。しかも、「冷菓」は、製造の段階から、流通、使用に至るまで「容器」から分離されることはないから、「冷菓」が「容器」から独立して通常の状態取引の対象となるとはいえない。

これらを総合考慮すれば、本願意匠に係る物品である「容器付冷菓」は、社会通念上、一つの特定の用途及び機能を有する一物品であると認められ、

「冷菓」の部分のみが「容器」の部分とは独立した用途及び機能を有する一物品とはいえない。

ウ これに対して、被告は、①「容器」と「冷菓」は全く用途の異なる物品であって、「容器」は、単体の形状として独立して創作される、②内容物としての「冷菓」も、同じ容器でも異なる形態の冷菓が存在し得るから、冷菓の形状として、独立して創作される、③冷菓は食用に供されるが、食用に供されることのない「容器」は、冷菓を構成する部材や部品に該当しない、④実施の実情からしても、容器製造業者が容器を製造販売し、冷菓製造業者がそれを購入することもある、⑤冷菓を納めた容器には蓋がされているから、容器はむしろ蓋と一体となって商品としての外観形態を構成する、⑥消費者が冷菓を食するときには、冷菓は容器に収容された別の物品として認識すること、ことを理由に、容器と冷菓とは一物品ではなく、二物品である、と主張する。

しかし、①「容器」と「冷菓」とを分離した場合のそれぞれの用途が異なることは、後記(4)の登録意匠例のように、用途又は機能が異なる物を組み合わせた物品が一物品と認められることがあることを考慮すると、本願意匠に係る物品が一物品といえないこと理由にはならず、「容器」と「冷菓」とが、社会通念上一体として一つの特定の用途及び機能を有するといえるか否かを検討すべきである。また、「容器」が単体の形状として独立して創作されることがあるとしても、本願意匠に係る「冷菓」は、「容器」と独立しては製造、流通及び使用することが困難であり、しかも、「容器付冷菓」としての物品の主体は、「冷菓」であるから、付随する「容器」の独立性を理由として、二つの物品と認めることはできない。

②「冷菓」が、同じ容器でも異なる形態として独立して創作されることがあるとしても、物品の一部が異なる形態として創作され得るのは通常のことであり、そのことを理由として、本願意匠に係る物品が一物品であることを否定することはできない。

③前記①のとおり、用途又は機能が異なる物を組み合わせた物品が一物品と認められる場合、全体が同一の用途又は機能とならないことは当然であり、本願意匠において「容器」が食用に供されないことは、「容器」が「冷菓」と共に一物品を構成することを否定する理由とはならない。

④意匠に係る物品が複数の部分から構成されている場合、それぞれの部分を異なる業者が作成し、それらを特定の業者が組み立てることは通常あり得るし、このような物品につき、各部分を異なる者が製造販売したことにより、一物品であることが常に否定されるものではない。

⑤本願意匠に係る物品である「容器付冷菓」は、前記イのとおり、社会通念上、一つの特定の用途及び機能を有する一物品であり、しかも、「容器付冷菓」の物品としての主体は、「冷菓」であるから、「冷菓」に付随するにすぎない「容器」に蓋を設ける場合があるとしても、そのことを理由とし

て、二つの物品と認めることはできない。

⑥本願意匠に係る物品である「容器付冷菓」は、前記イのとおり、社会通念上、一つの特定の用途及び機能を有する一物品と認められ、消費者が冷菓を食する場合であっても、冷菓を容器とは独立した物品と認識するとはいえない。

被告の主張には、いずれも理由がない。

(3) 形態の単一性

ア 本願意匠の願書に添付された図面（甲1の2）は、形式上、二以上の形態を併記したものではない。実質的にも、容器内に冷菓を入れた状態の図面であって、冷菓と容器とは隙間なく接しており、一塊になった状態のものであるから、二以上の形態を併記したとはいえない。

したがって、本願意匠に係る形態は、単一と認められる。

イ これに対して、被告は、図面の記載のうち、六面図及びA-A'断面図によって表された記載から、容器と冷菓をそれぞれ区別して認識できるから、容器と冷菓が融合した一体不可分のものとはいえない、と主張する。

しかし、物品中の一部分であっても、図面上、当該物品中の他の部分と区別して認識できる場合は容易に想定される（例えば、本願意匠に係る形態のうち、冷菓部材、あん部材及びもち部材に係る形態は、図面上区別して認識できる。）から、容器と冷菓を区別して認識できることは、形態の単一性を否定する理由とはならない。

被告の主張には、理由がない。

(4) 以上の結論は、以下のような登録意匠例にも合致するから、社会通念上是認されるといえる。

すなわち、下記アの登録意匠に係る物品は、本願意匠に係る物品と同様に、内容物である固形化粧料を容器に充填して製造され、固形化粧料と容器が共に流通し、取引されるものである。下記イ及びウの登録意匠に係る物品も、いずれも、食品に製造時から可食ではない棒や板が付加されたもので、食品と棒や板が共に流通し、取引されるものである。

ア 意匠登録第1317997号（甲11の1）

【意匠に係る物品】容器付固形化粧料

【意匠に係る物品の説明】本物品は、固形化粧料を充填した、浅い円筒皿状の容器で、「化粧料充填容器」として、同時販売、同時使用される。

【意匠の説明】右側面図は左側面図と、底面図は平面図と対称なため、それぞれ省略する。斜視図、平面図、背面図及び左側面図における浅い円筒皿状の部分の表面全体に表された線は、いずれも立体表面の形状を表す。

【斜視図】



イ 意匠登録第1154256号（甲12の5）

【意匠に係る物品】棒付き冷菓

【意匠の説明】背面図は正面図と同一であるため省略する。左側面図は右側面図と同一であるため省略する。

【正面図】（判決注：登録された図面は、カラーである。）



ウ 意匠登録第1211064号（甲13の1）

【意匠に係る物品】板付き蒲鉾

【意匠の説明】背面図は正面図と同一である。左側面図は右側面図と同一である。

【斜視図】（判決注：登録された図面は、カラーである。）



(5) よって、本願は、意匠法7条の要件を満たしており、**取消事由2**には、理由がある。

結 論

以上のとおり、原告の請求には理由があるから、これを認容することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 1. 意匠というものは、一つの物品の外観を構成する形態をいうとは、意匠や意匠法というものを理解するための基本であることは昔から教えられているところ、物品自体にも産業の発達にもなつて、複数の物品が一体に構成されることにより新しい物品の外観を構成する形態が創作される事実を、われわれはよく見ているところである。そのような新物品に係る意匠が、意匠法7条で規定する一物品一意匠一出願の原則に抵触するか否かが争われたのが本件であり、拒絶査定不服の審判請求の不成立審決に対する取消請求を認容し、審決取消しの判決をした知財高裁の見解を今回は紹介するものである。

2. 原告による本件審決の取消し事由は2つあり、第1は審決が示した判断基準についての誤り、第2は本願意匠の一意匠性の判断についての誤りである。

このうち、第1点については、実務家の立場から見ても、原告はやや狭い解釈をしていると思うところ、第2点については、その論理展開には説得力があるから、十分な審決取消し事由となっている。したがって、以下においては、第1点については問題点だけを指摘し、第2点を中心に問題点を論及することにする。

3. 原告は第1の取消事由として、意匠法7条の規定について、審決が「一意匠の要件として、意匠の創作としての一つのまとまりという観点に立って考察されるべきで、具体的には、意匠の創作において、その全体の創作に至る各対象部位の創作の内容が、必然的に相互に関連するよう考慮、調整されるとともに、全体として総合的に設計、造形されているものであり、その各対象部位に対してなされたそれぞれの創作の内容が、まとまりのある一体のものとして捉えて評価ができるものであることが必要である」との審決判断基準は違法である、との原告の主張に対し、裁判所は、審決が示した審決判断基準は、表現は異なるものの、実質的には「上記の判断基準と同様のものである」と述べているが、ここの「上記」とはどれを指しているのか不明である。ただ裁判所としては、この点は「出願図面に表される形態が全体的なまとまりを有して単一であるべきことと実質的に同義である。」と解すれば、としているのであり、審決判断基準は法7条の趣旨を実質的に明らかにしているのだから違法であるとはいえない、と判示したのであろう。¹⁾

そして、同基準を当てはめた結論が不当か否かについては、取消事由2の判断において検討すべき問題であると説示したのである。

4. 注目すべきは、原告の第2の取消事由である。

意匠登録出願が、法7条の要件を満たしているとは、①一物品について、②一形態が表現されることが必要であるところ、願書に記載すべき本願意匠に係る

1) 審判は、意匠の成立要件として前記のように説示する前に、意匠の創作前に存在する「物品」の意義を明らかにすべきであったであろう。

物品の名称は、「容器付冷菓」というものである。しかし、このような物品名は、意施規の別表第一に記載されている物品の区分には無く、出願人において新規に作出した新物品であるところ、この用語の概念は「冷菓」が主体で、「容器」が付随であると解されるのである。そして、出願人は、願書における新物品についての「説明」の項に前記2物品の関係を記載したことから、「冷菓」と「容器」との関係は、製造、流通及び使用の各段階において、「冷菓」は「容器」に充填され冷やして固められたままの一体的状態にある、と裁判所は認定したのである。また、両者の関係はその製造方法の点からすれば、「冷菓」をその形態を保ったまま「容器」から分離することは容易でないものと推認されるから、「冷菓」が「容器」から独立して取引の対象となるとはいえない、と認定したのである。

したがって、裁判所は「容器付冷菓」は社会通念上、一つの特定の用途と機能を有する「一物品」である、と認定したのである。

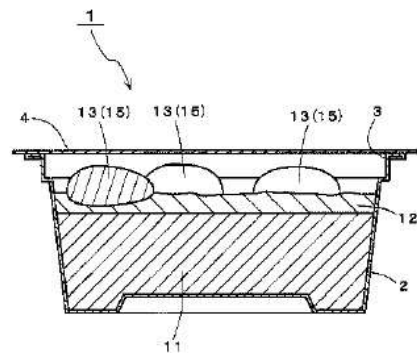
5. 出願人において作出した新物品については、甲号証として提出された特開2014-180273公報を見ると、発明の名称を「もち入り冷菓の製造方法」とする特許出願がなされており、その要約書には次のとおりの記載がある。(出願日 平成25年3月21日・公開日 平成26年9月29日・登録日 平成28年5月13日)

(57)【要約】

【課題】容器内への充填時の温度制御により型くずれを防止、冷凍温度下における食感維持に効果的であり、新たな和菓子の要素を取り入れつつ消費者への訴求効果を高めたもち入り冷菓の製造方法を提供する。

【解決手段】容器部2内に、氷菓部材またはアイスクリーム部材の冷菓部材11、あん部材12の順に積層し、あん部材上にもち部材13を配置してなり、容器部内に-5、5～-3、5℃の温度域の冷菓部材を充填する充填工程と、あん部材の総重量の40～60重量%の糖類を含有し冷菓部材上に8～15℃の温度域のあん部材を注入して積層する積層工程と、もち部材の総重量の50～65重量%の糖類を含有しもち部材を形成した後に25～38℃の温度域に冷却するとともにもち塊状物に加工してあん部材の上面に載置するもち載置工程とを有する。

【選択図】図2



6. ところで、「物品の単一性」について、裁判所は、意匠登録出願に係る物品が意施規別表第一に列記されている物品の区分にない場合は、同程度の区分による物品名を願書に記載しなければならないが、さらに物品の区分のいずれにも属さない物品については、「意匠に係る物品の説明」の欄に、その物品の使用目的や使用状態等の説明を記載することになっている(意施規様式2備考39)

から、願書におけるこれらの記載を考慮し、当該物品が一つの特定の用途及び機能を有する一物品といえるか否かを、社会通念に照らして判断すべきであると説示した。

そこで、本願意匠に係る物品は、「冷菓」が主体であり「容器」が付随である、と裁判所は解されると判断し、製造、流通、使用の各段階において、「冷菓」は「容器」に充填され冷やし固められたままの一体的状態である、と認定したのである。

また、当該物品の製造方法からすれば、「冷菓」をその形態を保ったまま「容器」から分離することは容易ではないと推認される以上、「冷菓」は製造の段階から流通、使用に至るまで「容器」から分離独立して取引の対象となるとはいえない、と認定したのである。

これに対し原告はいろいろと反論したが、裁判所は、「容器」と「冷菓」とが社会通念上、一体として一つの特定の用途及び機能を有するといえるか否かを検討すべきであると説示した上で、いずれの主張も理由がない、と判断したのである。

7. 次に、「形態の単一性」について、裁判所は、本願意匠に係る図面を見れば明らかなように、これは容器内に冷菓を収容した状態の図面であり、両者は隙間なく接し、一塊になった状態のものであるから、2以上の形態を併記したものではないと判断し、本願意匠に係る形態は単一と認定したのである。

これに対し被告は、図面の記載から、容器と冷菓とを区別して認識できるから、両部材が融合した一体不可分のものとはいえないと主張したが、容器と冷菓とを区別して認識できることは形態の単一性を否定する理由にはならない、と判断したのである。

8. 以上の「物品の単一性」と「形態の単一性」についての判断は、すでにわが国で意匠登録されている事例を見れば、社会通念上も是認されるべしとして、裁判所は原告提出の3つの登録例を引用した。これらはいずれも「容器付固形化粧料」，「棒付き冷菓」，「板付き蒲鉾」のように、「付」を頭部に付している物品として公認されているものであることを、特許庁は忘れてはならないのである。

その意味でも、本件判決は特許庁審査・審判部に対し、喚起を促した裁判事例であるといえるだろう。

[牛木 理一]

別紙 本願意匠

意匠に係る物品 容器付冷菓

意匠に係る物品の説明 本物品は、参考断面図に示したように、容器部内に冷菓部材を充填し、次いで前記冷菓部材の上部全部をあん部材で覆い、次いで前記あん部材上にもち部材を点状に配設し、これらの全体を冷凍して容器部と一体に流通に付されるものである。

意匠の説明 背面図は正面図と同一のため省略する。左側面図は右側面図と同一のため省略する。

